「平成二十五年八月以降の生活保護法による保護の基準の特例」の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年７月23日
厚　生　労　働　省
社会・援護局保護課

生活保護法（昭和25年法律第144号）第８条第１項の規定に基づき、生活保護については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によりその基準を定めることとしております。

平成25年生活扶助基準改定に関する令和７年６月27日最高裁判決を踏まえた今後の対応に関して、社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置した最高裁判決への対応に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の報告書（令和７年11月18日）を踏まえ、生活保護法に基づく保護費について、当該訴訟にかかる原告・原告以外を区別せず、平成25年生活扶助基準改定のうちデフレ調整の影響を受けた者に対して追加給付を行うことといたしました。

告示の形式については、専門委員会の報告書において、「生活保護法第８条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが考えられる」とされたことを踏まえ、現行の保護の基準とは別に新たな基準告示を制定することといたしました。

本件は、令和７年度補正予算の成立を受け、「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等」（行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第３号）に該当することから、意見公募手続を実施いたしませんでした。

【参照条文】

◯行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

第39条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八　（略）